



目次

前文

第1章 総則 (第1条-第7条)

第2章 計画・推進 (第8条)

第3章 組織・会議 (第9条-第12条)

第4章 補足 (第13条)

附則

前文

二宮町は、温暖な気候、吾妻山からの眺望と散策路、里山風景にみる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する自然環境に恵まれ、長きにわたり長寿の里として親しまれてきた。しかし時代とともに、二宮町においてもライフスタイル(核家族化・情報機器の飛躍的普及)、生活習慣(食・運動・睡眠など)、子どもの遊びなどを取りまく環境が変わってきた。

子どもにおいては、体力低下や生活習慣病の低年齢化が進み、成人においては平均寿命の延伸に伴い糖尿病など生活習慣病や癌、認知症患者が増加、医療・介護を必要とする人が増え、あらゆる世代において、うつ、自傷、自死など心の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が疲弊する場面が生じている。今まで健康は個人や家族で管理すべきものとして捉えられていたが、これからは社会的な課題としても取り組まなければならない。

二宮町では、健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。

誰もが地域社会を形成する一人ひとりとして、生涯にわたって「心も身体もきらり」と輝いて生きることを目指して、健康づくりをさらに継続的、計画的、総合的に行うために、本条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、心身きらりを目指し基本理念を定め、町民及び町の責務並びに地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、心身きらりの推進について基本的な事項を定めることにより、子どもから大人まで全ての町民が健やかに生活することができる地域社会の実現と保持増進を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 心身きらりとは、こころと身体がともに健康である状態をいう。
- (2) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。
- (3) 町民とは、町内に居住、通勤通学、事業を行う者および納税の義務を有する者をいう。
- (4) 運動とは、体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。
- (5) 地域活動団体とは、町内および地区において健康、福祉等に携わる団体をいう。
- (6) 事業者とは、町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(7) 施策とは、

- ① 栄養及び食生活に関する施策
- ② 身体・脳の活動及び運動に関する施策
- ③ 休養及びこころの健康に関する施策
- ④ 喫煙及び飲酒に関する施策
- ⑤ 歯及び口腔の健康に関する施策
- ⑥ 生活習慣病等疾病の予防、早期発見及び早期治療に関する施策
- ⑦ 介護予防に関する施策
- ⑧ 乳幼児、障害者、高齢者等の支援に関する施策
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な施策

(基本理念)

第3条 健康づくりは、町民が生涯にわたり自立した生活及び、安心して心豊かな生活を営む上で欠くことのできないものであることに鑑み、あらゆる機会とあらゆる場面において、主体的に推進されなければならない。

2 健康づくりは、町民が心も身体もきらりと輝いて暮らすために、町民、町、地域活動団体及び事業者が相互に連携を図り推進されなければならない。

(町民の努め)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、健康づくりに関する知識と理解を深め、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 健康に関する知識及び方策を身に付けること。
- (2) 自ら健康状態を把握すること。
- (3) 食事、運動及び睡眠を中心とした生活習慣の向上を図ること。
- (4) 疾病等の状況に応じて、必要な治療を受けること。

2 町民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、地域及び町等におけるその他のあらゆる機会とあらゆる場所において、心身きらりに関する活動に参加するよう努めること。

(町の責務)

第5条 町は、この条例の趣旨を踏まえつつ、町民の健康づくりを推進するものとする。

2 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上に資するよう努めるものとする。

3 町は、健康づくりを推進するため、町民、地域活動団体、事業者の意見を反映させ環境の整備を図るものとする。

4 町は、町民、地域活動団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、情報提供、意見交換を行い、学習の機会を設けるものとする。

5 町は、この条例の趣旨を踏まえ、健康づくりに関する施策を計画的かつ効果的に実施するものとする。

6 町は、心身きらり計画に関する本町の課題を明確にするため、町民の健康状態等に関する調査及び分析を行うとともに、施策を評価し公表するものとする。

(地域活動団体の役割)

第6条 地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者相互の緊密な連携を図り、心身きらりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、心身きらりに関する活動を行い、施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 計画・推進

(心身きらり関連計画)

第8条 町長は、健康づくりに関する基本的な各種計画(以下「心身きらり計画」と総称する)を定め、施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 心身きらり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 健康づくりの推進に関する各分野における目標、健康指標及び施策の方向

- ① 生涯にわたるこころと身体の健康の維持と増進
- ② 子どもの心身の健やかな成長
- ③ 高齢者・子ども・障がい者など要支援者の健康増進と社会参加の促進
- ④ 健康増進を支えるまちづくり
- ⑤ その他重要な分野

(2) 前号に掲げるもののほか、心身きらり計画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町長は、心身きらり計画を策定するときは、各協議会の意見を聴くとともに、町民、地域活動団体及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、心身きらり計画を定め、又は変更したときは、速やかに公表する。

第3章 組織・会議

(財政上の措置)

第9条 町は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(他自治体との連携)

第10条 町は、健康づくりを推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。

(推進期間)

第11条 心身きらりについて町民の関心と理解を深めるため、心身きらり推進期間を設ける。

(推進体制の整備)

第12条 町は、心身きらりの実現に関し必要な事項を協議するため、二宮町心身きらり推進協議会（以下「協議会」という）を設置すること。

第4章 補足

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

(附則)

この条例は、平成 年 月 日から施行する。